

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、よねや商事株式会社発行の「よねや商品券（500円券）」につきましては、令和4年9月30日（金）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「よねや商品券（500円券）」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

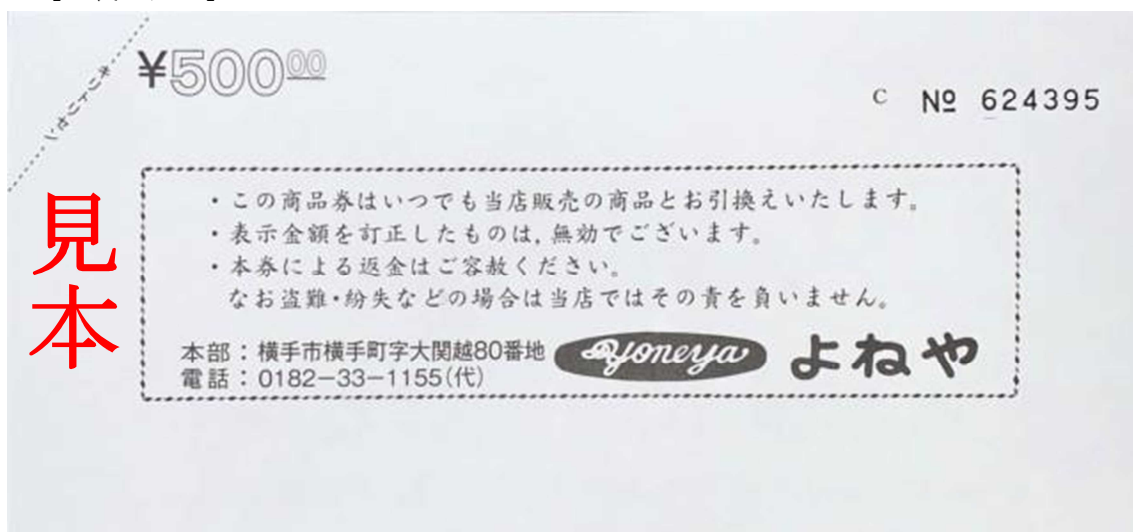
1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

よねや商品券（500円券）

【 表 面 】



【 裏 面 】



2. ご利用終了日

令和4年9月30日（金）まで

3. 払戻しの申出期間

令和4年10月1日（土）～令和5年1月31日（火）

受付時間は午前9時～午後6時まで

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

最寄りのスーパーマーケットよねや店舗サービスカウンターに未使用のよねや商品券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参できない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先をよねや商事株式会社本部財務グループまでお電話にてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「よねや商品券払戻申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のよねや商品券を同封のうえ、返信してください。返信されたよねや商品券払戻申請書記載内容と未使用のよねや商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日（令和5年1月31日）の消印までが有効となります。郵便事故等により到着しない場合は、当社では責任を一切負いかねます。また、明記された個人情報には本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5. その他注意事項

偽造、変造又は証票番号が読み取れない商品券、使用済みの商品券につきましては対象外となります。

店舗にて一度に大量のよねや商品券を持参された場合、口座振込による払戻しをお願いする場合がございます。お手数ですがその場合も「よねや商品券払戻申請書」のご記入をお願い致します。

6. 払戻しに関するお問い合わせ先

よねや商事株式会社 本部 財務グループ

〒013-0061 秋田県横手市横手町字大関越80番地

電話番号：0182-33-1155（受付時間：9:00～18:00）

<https://www.yoneyahimawari.com>